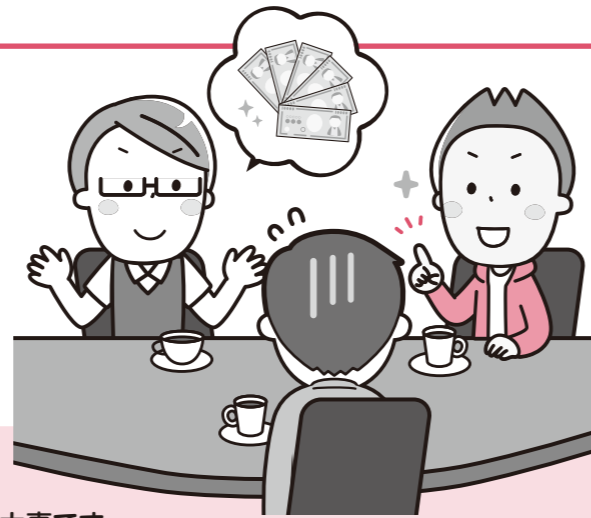


若者が被害にあいやすいトラブル

相談窓口に寄せられたトラブル

友人から誘われたもうけ話

大学の友人に「必ずもうかる」と誘われ、投資のノウハウの入ったUSBを50万円で購入するよう言われた。「お金がない」と伝えたが、「学生ローンで借りればいい」と言われ50万円を借りて支払った。言われたとおりやってみたが、うまくいかないで「返品したい」と伝えると、「他の人を勧誘すれば紹介料10万円が得られる」と友人・知人への勧誘を強く迫られた。



！トラブルにあわないために…

- 簡単に高額な収入を得られることはありません！友人や知人の誘いであっても、疑わしい場合は、はっきり断ることが大切です。
- もうかるどころか借金返済だけが残されてしまう場合もあります。

美容医療・エステ契約トラブル

ネットで「無料エステ」を申し込み体験した。その後分割払いで高額なエステの契約を勧められ、断りきれず支払うことになった。解約したい。

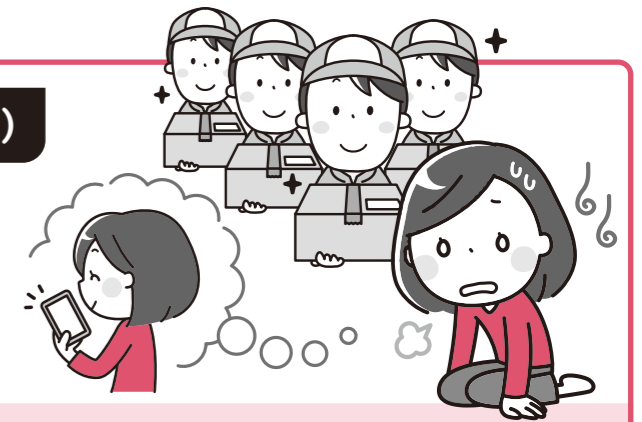


！トラブルにあわないために…

- 「ビフォーアフター写真」「安さを強調した広告」などに惑わされないようにしましょう。
- 施術前に内容やリスクを確認し、十分に説明を受けて検討しましょう。

通信販売(お試しのつもりが定期購入だった!)

インターネットで、通常価格7,000円の健康食品が「今なら初回に限り500円」という広告を見つけた。お試しのつもりで申し込んだら、翌月も送られてきた。効果をあまり感じなかったので返品したいと連絡したら、最低4回の定期購入が条件だと言われた。



！トラブルにあわないために…

- 契約内容をきちんと確認しましょう。「初回特別価格」「実質無料」などお得な情報は、大きな文字や目立つ色で強調されています。しかし「4回目まで解約できない」「2回目からは10,000円」などの取引条件は小さな文字で書かれていることが多く、トラブルの原因となっています。
- 広告の画面や注文内容は、印刷やスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

！注意 通信販売(テレビショッピングやインターネット通販など)はクーリング・オフできません。

通信販売は、消費者が事前に検討する時間があり、自らの意思で申し込みを行うのでクーリング・オフは適用されません。返品に関する取扱いは販売業者が設けている特約に従うことになります。詳しくは、消費者センターにご相談ください。

高額な修理費用の請求(広告の金額との違いにビックリ)

水洗トイレが詰まったため、チラシ広告に「基本料金2,000円～」と書かれていた業者に連絡した。来訪した事業者から作業内容と料金の説明はあったが、15分くらいの作業で20万円を請求された。

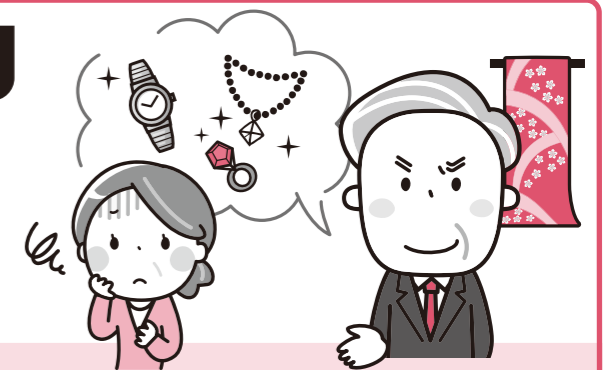


！トラブルにあわないために…

- 広告の表示や電話で説明された料金の条件や内容を、慎重に確認しましょう。
- 見積り内容に納得ができない場合は、はっきり契約を断りましょう。
- 賃貸住宅の場合、修理が必要な場合は管理会社や家主に相談しましょう。

訪問買い取り

リサイクルショップを名乗る事業者から「使わない衣類や日用品などを高く買い取る」という電話があり、古い着物があつたので依頼した。当日訪ねて来た事業者は、着物にはほとんど目もくれず「貴金属も見せて」としつこく居座り、売ったものの無かった貴金属まで安い値段で買い取られてしまった。



！トラブルにあわないために…

- 訪問買取業者に依頼するときは、一人では対応せず、家族や知人などに同席してもらいましょう。
- 売る場合には、必ず事業者から契約内容が書かれた書面をもらいましょう。
- 契約書面を受けとった日から8日間は、クーリング・オフができます。また、その期間中は商品を引き渡さず手元に置いておくこともできます。迷いや不安がある場合は、手元に置いてもう一度よく考えてみましょう。

その契約、本当に大丈夫?

- 契約は、その場ですぐに決めないこと！契約内容をしっかり確認しましょう。
- SNSの相手は、信用できる人とは限りません。
- ローンやクレジットの話が出たら、日々の支払額だけでなく支払総額を確認して検討しましょう。一人で本当に支払いができるかどうかよく考えましょう。



甘い言葉に要注意

- 「簡単にもうかる」「今だけ特別〇〇円」など、うまい話はありません。
- あやしいと思ったら、契約をせかさされたりしたら、勇気をもってはっきり断りましょう。



18・19歳は狙われています!
契約はくれぐれも慎重に!!

